

## 社会福祉法人大吉会 役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人大吉会（以下、「本法人」という）の役員<sup>1</sup>の報酬を定めるものである。

第2条 役員<sup>2</sup>の報酬については、本法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員について支給することとする。

2 理事長および業務を担当する理事は、第1項の人事労務、財務、運営等の業務を統括し、本法人の業務を指揮する対価として、報酬を別表のとおり支給するものとする。

第3条 役員<sup>3</sup>の報酬の支給方法については月額とし、翌月10日までに支給するものとする。

第4条 この規定を変更及び廃止するときは、評議員会及び理事会の議決を経なければならない。

附則 この規定は、平成18年9月14日から施行する。

この規定は、平成29年7月1日から施行する。

別表 報酬 月額100万円以内とする。